



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2014年2月10日発行 第21号
事務局長 小島 彬
TEL/FAX 077-589-3724
akrkojima@ybb.ne.jp



高島市の放射能汚染木材チップの不法投棄事件

畑 明郎 (代表幹事)

高島市の放射能汚染木材チップの不法投棄事件の経緯を表1に示し、報告する。

2013年3月19日から4月30日の間に近江八幡の建設業者Bが、高島市安曇川町の鴨川河口とその周辺の民有地(西武鉄道の所有地)に放射能汚染された木材チップを不法投棄した。

写真1に示すように、鴨川河川敷の河川管理用通路(長さ:約573m、幅:3~5m、高さ:5~30cm、量:約310m³)に木材チップを敷き詰められた通路と、その先に写真2と写真3に示すように、木材チップを詰めた土嚢が77袋(量:約77m³)放置されていた。

4月25日に周辺住民が高島土木事務所に対して、木材チップの放射能汚染調査を要望し、高島土木事務所は26日に木材チップの搬入と放置を現地確認するとともに30日に放射線測定を実施し、0.1μSv/h以下と異常値でない判断した。

高島土木事務所がBに対して事情聴取したところ、Bは「東京の業者Aから工事を請け負っただけである」と答えた。Aから電話があり、「民有地への通路が荒れていたため、木材チップを敷き詰めた。河川法に抵触するのは知らなかった、作業は止める」と答えた。

このことは、周辺住民の通告による高島工事事務所の対応がなければ、もっと多くの木材チップが現地に搬入・投棄されたことを意味する。

滋賀県の公表資料によると、9月4日AにBを紹介した横浜のCが来庁し、「木材チップは放射能汚染されたものである。自分がAにBを紹介した。」と回答した。そこで、6日に試料採取して放射能を検査し、現地を立入禁止にした。台風18号の大雨で鴨川の堤防が決壊し、木材チップも水浸しになったため、滋賀県は17日に木材チップの無断放置と放射能濃度の検査結果(最大3,000ベクレル/kg)を発表した。9月28日に滋賀県は、Aを河川法違反(形状変更)容疑で刑事告発する方針を固めた。



写真1 木材チップが敷き詰められた通路
(滋賀県ホームページより)



写真2 投棄された木材チップ入り土嚢
(滋賀県ホームページより)



写真3 投棄された土嚢中の木材チップ
(滋賀県ホームページより)

10月4日に発売された『フライデー』10月18日号に「放射能汚染木材を琵琶湖畔に不法投棄した元官僚」と題する記事が掲載された。記事によると、「滋賀県が調べたところ、投棄作業を委託したAは、東京の『ホームサーバー企画』という会社で、同社社長で元郵政省キャリア官僚の田中良拓氏であった。県によると、木材チップ

は福島県本宮市のHという製材業者から出たもので、この業者は汚染された表皮を剥ぎ、線量を下げる除染作業を東電から受注していた。H製材は田中社長と事務代行契約を結び、東電との交渉や代金受け取り等を任せていた。」という。

10月10日発売の『S A P I O』11月号にも、「東電がヒタ隠す『放射能汚染チップ』の行方を追う」という記事が掲載された。記事によると、「木材チップの出発地は、福島県本宮市にある製材会社『浜崎製材』である。2013年12月に『チップの最終処理までの構想がある。東電とも連携が取れる』とするP社のX社長が現れた。5000~6000トン程度がP社に引き渡された。チップは東京の有明埠頭に運ばれ、一部は鹿児島島の堆肥業者に持ち込んだが、トラブルになり、計画が破綻した。有明埠頭から滋賀県までチップを運んだ運送業者は『9回に分けて運んだ。放射性物質の含まれた廃棄物だなんて聞いていない。肥料に使う破砕チップだと言われていた』」という。P社のX社長こそ、『フライデー』の田中社長であり、放射能汚染チップは、滋賀県だけでなく、全国にばら撒かれた可能性がある。

10月8日に嘉田知事は、環境省を訪ねて本件について支援を要請した。13日に嘉田知事は、「汚染チップを東電前にクリスマスプレゼントする」という非常識で無責任な発言をした。16日には、環境省近畿環境事務所等が現地視察し、18日に滋賀県と環境省が協議した。その結果、11月5日に産業廃棄物処理事業振興財団へ「不法投棄等事案対応支援業務協力要請書」を提出し、9日に支援決定通知書を受け取った。そして、12月6日に「不法投棄専門家支援事業に係る助言会議」を高島市で開催した。つまり、環境省の指導でこの不法投棄事件の解決が図られたと言える。

11月8日に京都の市民環境研究所が木材チップから滋賀県の4倍に当たる12,000ベクレル/kgを検出した。この違いは、県が水分を含んだまま測定した値（湿重量当たり）で、市民環境研究所は風乾（自然乾燥）後の値（乾重量当たり）であり、木材チップの含水率は60~70%もあったためである。国立環境研究所の『測定法マニュアル』では、「そのまま測定しても良いが、含水率を測り、乾重量当りに換算する」となっているにもかかわらず、滋賀県は『環境省ガイドライン』がそのまま測定しても良い」としているの、26日の再検査でも湿重量当たり3,900ベクレルと発表した。滋賀県が測定法を変えない理由は、8,000ベクレルを超えると指定廃棄物となり、特別管理が必要となるからであり、環境省が滋賀県の測定法を認めるのは、8,000ベクレルを超えると国の責任

で特別管理が必要となり、両者の利害が一致したのである。

12月7日の地元説明会で滋賀県は、木材チップ不法投棄業者が撤去して原状回復する計画を示したが、13日には、不法投棄業者でない第三者の県外企業が主体に撤去することに変更した。そして、12月下旬からチップの袋詰めなどの搬出作業が始まり、2014年1月末に完了する目標であった。通常の産業廃棄物として搬出するが、搬出企業、搬出先、処分法、費用などは、「相手方との約束で明らかにできない」とされた。

これに対して、12月26日に地元住民と市民団体は、「放射性廃棄物を通常の産業廃棄物として処分することは、放射能の拡散であり、反対する。搬出企業、搬出先、処分方法などを情報公開せよ。」などと滋賀県に質問・要望書を提出した。

2014年1月6日に木材チップを積載したトラックをテレビ局の取材車が追跡したため、北陸経由で福島まで行くが、9日に高島に舞い戻った。17日に地元住民と市民団体は、要望書を再度提出した。搬出を夜間に行なったり、現地に警察を動員して市民が近付けないようにしたが、1月末の搬出量は6割にとどまった。

1月30日に地元住民と市民団体は、不法投棄関係業者らを廃棄物処理法と河川法違反容疑で大津地検と滋賀県警に刑事告発した。その結果、滋賀県は翌31日に「河川法違反容疑で刑事告発の準備をする」としたが、より罰則が厳しい廃棄物処理法違反容疑の刑事告発には消極的であった。また、1月末完了とした撤去・搬出も2月中下旬までかかり、原状回復は3月初めとなった。

滋賀県は、放射能汚染木材チップを県内に不法投棄された時は被害者だったが、汚染木材チップを通常の産業廃棄物として県外に搬出し処分することは、放射能を拡散することになり、加害者となる。嘉田知事は、環境派知事として卒原発を叫び、脱原発知事に見えるが、原発再稼働を認め、他の原発容認知事となら変わらない。

(参考資料)

- ・滋賀県公表資料・情報公開資料
- ・新聞・テレビ報道記事
- ・「放射能汚染木材を琵琶湖畔に不法投棄した元官僚」『フライデー』2013年10月18日号
- ・「東電がヒタ隠す『放射能汚染チップ』行方を追う」『S A P I O』2013年11月号
- ・国立環境研究所『廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル』2011年
- ・環境省『汚染状況ガイドライン』2013年

表1 高島市の放射能汚染木材チップの不法投棄事件の経緯

年月日	事 項
2013年	
3月15日	東京の業者Aが鴨川の河川管理用通路の門扉の鍵を借り受け、18日に返却。
3月19日	近江八幡の建設業者Bが河川管理用通路の門扉の鍵を借り受け、4月30日に返却。この間に鴨川河川敷とその周辺民有地に放射能汚染木材チップが不法投棄された。
4月25日	周辺住民が滋賀県高島土木事務所に対して木材チップの放射能汚染調査を要望。
4月26日	高島土木事務所が鴨川河川敷とその周辺民有地に木材チップの搬入・放置を確認。
4月30日	高島土木事務所が放射線測定を実施し、 $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下と異常値でない判断。Bが鍵を30日に返却し、事情聴取したら「Aから工事を請け負っただけ」と答えた。Aから電話があり、「民有地への通路が荒れていたため、木材チップを敷き詰めた。河川法に抵触するのは知らなかった。作業は止める」と答えた。
6月7-24日	河川法違反(方27条形状変更違反等)の口頭指示のためAに連日電話したが不通。
6月24日	Bから電話「Cから作業を請け負った。Aとの連絡はC経由だった。Cに連絡する。」
8月2日	Aの所属する会社の住所が分かり、原状回復指示書を郵送(後日、不在で返送)。
8月27日	AにBを紹介した横浜のCから高島土木事務所に電話連絡があり、来庁を要請。
9月4日	Cが来庁し、琵琶湖環境部と土木交通部で聴き取りを行い、「木材チップは放射能汚染されたものである。自分がAにBを紹介した。」と回答した。
9月6日	琵琶湖環境部と高島土木事務所が現地で試料採取し、県衛生科学センターで検査。高島土木事務所が現場の立ち入り防止策として入口付近にロープ柵を設置。滋賀県が環境省に本件について報告メール送信。
9月13日	高島土木事務所が立ち入り禁止看板を現地に設置し、河口付近にロープ柵を設置。
9月14日	高島土木事務所が木材チップの飛散防止措置に着手し19日に作業完了の見込み。
9月17日	台風18号の大雨で鴨川の堤防決壊、木材チップが水浸しになる。滋賀県が木材チップの無断放置と放射能濃度の検査結果発表(最大3000ベクレル)。
9月19日	滋賀県が木材チップの無断放置と放射能濃度の追加調査結果と緊急現場対応発表。
9月20日	放射性廃棄物全国拡散阻止! 3. 26政府交渉ネットが知事への公開質問書提出。
9月28日	滋賀県が東京都の不法投棄業者を刑事河川法違反容疑で告発する方針を固める。
10月4日	「放射能汚染木材を琵琶湖畔に不法投棄した元官僚」が『フライデー』10月18号掲載。
10月8日	嘉田知事が本件について環境省に支援を要望。
10月10日	「東電がヒタ隠す『放射能汚染チップ』の行方を追う」が『SAPIO』11月号に掲載。
10月13日	嘉田知事が汚染チップを「東電前にクリスマスプレゼント」する発言。
10月15日	高島市長と市議会が即時撤去と原状回復を緊急要請。
10月16日	環境省近畿環境事務所等が現地視察。
10月18日	滋賀県が本件について環境省と協議。
10月25日	滋賀県が高島市長と市議会に回答書(早急に撤去できるよう対応する)。
10月30日	地元説明会(木材チップを出した所に撤去させるのが一番、1ヵ月以内に日程示す)。
11月5日	不法投棄等事案対応支援業務協力要請書を産業廃棄物処理事業振興財団に提出。
11月9日	産業廃棄物処理事業振興財団が支援決定通知書を滋賀県に送付。
11月18日	放射性廃棄物全国拡散阻止! 3. 26政府交渉ネットの公開質問書に回答書出る。
11月20日	京都のNPO市民環境研究所が木材チップから滋賀県の4倍の12000ベクレル検出。
11月26日	滋賀県が再検査結果を発表(最大3900ベクレル)。「火事や洪水が起きたら琵琶湖一帯が放射能まみれに」『女性自身』12月10号掲載。
12月5日	滋賀県が木材チップ不法投棄業者による原状回復計画を発表。
12月6日	不法投棄専門家支援事業に係る助言会議を高島市で開催。
12月7日	木材チップの原状回復計画に関する地元説明会開催(通路チップ量 310m^3 に訂正)。
12月13日	滋賀県が不法投棄業者による撤去計画変更を発表(第三者の県外企業が主体に)。
12月下旬	チップの袋詰めなどの搬出作業を開始し、1月末完了目標。
12月26日	地元住民と市民団体が、滋賀県に木材チップの処置に関する質問・要望書提出。
12月27日	滋賀県が不法投棄現場の放射能濃度等の環境モニタリング検査結果を発表。
2014年	
1月6-8日	撤去木材チップ積載トラックが福島まで行くが、テレビ局の車に尾行され、持ち帰る。
1月9日	トラックを尾行した読売テレビとテレビ朝日が夕方番組でこの問題を放送。
1月17日	地元住民と市民団体が滋賀県に木材チップ不法投棄と処理についての要望書提出。
1月21日	チップの袋詰め完了、搬出は半分程度で1月末完了は困難。
1月30日	市民団体が木材チップ不法投棄に対して廃棄物処理法違反容疑で刑事告発。
1月31日	滋賀県が河川法違反容疑で告発に向け、調査・準備を進めていると明言。
2月3日	滋賀県がチップの撤去・搬出は2月中下旬までかかり、原状回復は3月初めと発表。

滋賀県資料や新聞記事等から筆者作成。



J S A 滋賀支部公開講演会

このたび日本科学者会議・滋賀支部では、下記の要領で支部公開講演会を開催いたしますので、多数ご参加下さい。

日 時：2014年2月22日（土） 午後3時～5時

場 所：草津市民交流センター 入場無料

（JR南草津駅前 フェリエ南草津5階、JR南草津駅下車、徒歩5分）

テーマ：「滋賀の地域経済の課題と未来」—中小企業憲章の精神とは—

講 師：宮川 卓也氏（宮川バネ工業代表取締役・滋賀県中小企業家同友会副代表理事）

1. 滋賀県の地域経済の現状と課題
2. 中小企業憲章とは何か？
3. EU、アメリカの中小企業政策
4. 滋賀のあるべき中小企業政策、地域産業政策とは？

同日、同所、1時半から、第5回個人会員分会総会が行われます。

日 時：2014年2月22日（土） 午後1時半～2時半

場 所：草津市民交流センター小会議室2

なお講演会終了後、会場の近くで懇親会を開催します。（事前申し込みは不要）

「原発のない社会へ、2014びわこ集会」のご案内

日時：2014年3月9日（日）11時～15時

場所：大津市・膳所公園及び大津市生涯学習センター

プログラム 11時～14時 こだわりマーケット（膳所公園）

11時～13時 ライブとリレートーク（膳所公園）

11時～ プレ企画（活動展示、映画上映）（生涯学習センター）

13時 びわこ集会（膳所公園野外ステージ）

・メインスピーチ おしどりマコ・ケン（脱原発で奮闘する吉本芸人）

・基調報告 井戸謙一弁護士

・メッセージ、集会アピール採択

14時30分 デモ・パレード（湖岸沿いにパルコ前まで）

参加協力券：500円、<http://biwako2014.shiga-saku.net>

連絡先：野口（090-9874-3266）email:gzkosei@nionoumi.net

